

保保発 0618 第 1 号
保国発 0618 第 6 号
保高発 0618 第 1 号
保医発 0618 第 1 号
令和 3 年 6 月 18 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会会長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会理事長
地方厚生（支）局長

殿

厚生労働省保険局保険課長
厚生労働省保険局国民健康保険課長
厚生労働省保険局高齢者医療課長
厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬
請求書特別審査委員会規程及び国民健康保険法施行規則の
一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について

社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員
会規程及び国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省
令第 107 号。以下「改正省令」という。）については、「社会保険診療報酬請求
書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程及び国民健康保険
法施行規則の一部を改正する省令の公布等について」（令和 3 年 6 月 18 日保発
0618 第 1 号）にてお知らせしたところである。

今般、当該改正について実施に当たっての留意事項を下記のとおり取りまとめ
たので、各審査委員会の適正かつ円滑な運営を継続的に実施できるよう、関係者
に対し周知徹底を図られたい。

記

第1 合議体に審査決定を委任する場合に係る手続きについて

- 1 合議体（改正省令による改正後の社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和23年厚生省令第56号。以下「審査委員会規程」という。）第2条第3項に規定する合議体又は国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「国保則」という。）第40条第4項に規定する合議体をいう。以下同じ。）に審査決定を委任できる場合については、審査委員会規程第2条第3項又は国保則第40条第4項において、「審査委員会の適正かつ円滑な運営を確保するため必要があると認めるとき」と規定されているが、これは、合議体における審議の方がより実質的な審議に資すると認められる場合であって、適正かつ円滑な運営を継続的に確保するため特に必要があるとき（※）をいうものであること。また、このような特段の事情が認められない場合は、引き続き、社会保険診療報酬請求書審査委員会における審査委員又は国民健康保険診療報酬審査委員会における委員（以下「審査委員」という。）の定数の2分の1以上の出席による審査決定によること。

※ 例えば、大規模な審査委員会など、当該審査委員会の規模に鑑み、2分の1以上の出席による会議で審議を行うよりは、あらかじめ割り振った担当分野ごとの責任者などにより審議を行う方が効果的かつ効率的な審査が可能となると考えられ、かつ、毎月実施する審査決定を適正かつ円滑に行うことができる体制を継続的に確保する必要性が特にあると認められる場合など。

- 2 合議体に審査決定を委任する場合の具体的な手続き等については、審査委員会において定めることとされているが、当該手続きを定めるに当たっては、特に、下記事項に留意すること。

（1）合議体への審査決定の委任は、原則として審査委員会において出席した審査委員の全会一致により決定することとするなど、当該審査委員会において可能な限り丁寧な合意形成がなされるよう必要な手続きを定めること。

（2）合議体の定数については、当該審査委員会の定数等を勘案し、適切な数を定めること。

第2 合議体における審査決定の方法について

- 1 合議体による審査決定とする場合には、改正省令による改正後の審査委員会規程第2条第5項又は国保則第40条第6項の規定において過半数の審査

委員の出席が必要とされているが、代表となる審査委員による審査決定という趣旨に鑑み、可能な限り代表となる審査委員の全員が出席することができるよう、必要な配慮を行うこと。

- 2 代表となる審査委員がやむを得ず審査決定の場に出席できない場合については、審査委員会の定めるところにより、その代理人の出席をもって、これに代えることも可能であること。
- 3 合議体は、代表となる審査委員により構成されるものであるが、運用上、代表となる審査委員以外の審査委員も参加の上、審議を行った上で、その議論も踏まえて、最終的には代表となる審査委員により決定を行うことも可能であること。
- 4 合議体での審査決定の結果について、代表となる審査委員以外の審査委員に対し、できる限り速やかに情報共有を行うよう努めること。

第3 各審査委員会における審査決定方法等の把握について

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険中央会は、各審査委員会における審査決定方法（合議体に審査決定を委任しているか否か、委任している場合はその事情等）やその運営状況等について、把握すること。

第4 特別審査委員会における取扱いについて

改正省令による審査委員会規程及び国保則の改正事項については、支払基金における特別審査委員会及び国民健康保険診療報酬特別審査委員会について、それぞれ準用されるものであること。